

# 令和8年度 路面下空洞調査業務委託 実施説明書

## 1 目的

本業務は、北九州市管理道路において路面下の空洞の有無及び範囲を非破壊等にて、調査・分析することにより、道路の陥没事故を未然に防止し、安全安心な道路交通を確保することを目的とする。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度路面下空洞調査業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託限度額 30,000千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする
- (5) 入札形態 公募型プロポーザル方式

## 3 参加資格

### (1) 参加資格の要件

本業務への参加は、次の各号のいずれにも該当する者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項又は北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。もしくは受託候補者の特定の日までに有資格者名簿に記載される見込みがあること。

※参加申出の時点において、提案者が有資格業者名簿に記載されるための審査の申請を行い、受託候補者の特定の日までに有資格業者名簿に記載されることが見込まれる場合は、(2)アの規定にかかわらず、(1)イの要件を満たす者として取り扱うことができる。ただし、受託候補者の特定の日到有資格者名簿に記載されていない場合は、参加資格を失い、既に提出された提案は無効とする。なお、申請から有資格者名簿に記載されるにあたり処理期間を要するため、詳細は技術監理局契約部契約制度課に確認すること。

- ウ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 令和3年4月1日以降の契約で公示日までに完了した同種業務（再委託の実績は含まない）のうち、以下に記載する同種業務及び類似業務の実績を有する者  
※ただし発注機関は、国土交通省、地方自治体又は同等の特殊法人等（公社、技術センター等）とする。

**同種業務**：路面下空洞探査車を用いた路面下（供用道路）空洞調査業務

**類似業務**：地中レーダー探査による道路・河川・海岸等の空洞調査業務

- オ 一次調査に用いる空洞探査車を自社で保有していること

### (2) 参加資格の喪失

提案者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合、当該プロポーザル方式に係る参加資格を失うものとし、また、既に提出された提案は無効

とする。

この場合、当該提案者に対し、当該プロポーザル方式に係る参加資格を失った旨およびその理由を文書にて通知する。

- ア 前項に規定する参加資格の要件を満たす者ではなくなったとき
- イ 不正な利益を図る目的で審査委員会の委員等と接触したとき
- ウ 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

#### 4 応募手続き

##### (1) 実施スケジュール（予定）

| 内 容               | 時 期                    |
|-------------------|------------------------|
| ① 参加意向申出書、質問書提出締切 | 令和 8 年 10 月 30 日（金）    |
| ② 企画提案書等提出締切      | 令和 8 年 11 月 11 日（水）    |
| ③ プレゼンテーション       | 令和 8 年 11 月 19 日（木）    |
| ④ 業務委託候補者決定、契約締結  | 令和 8 年 12 月 上旬（予定）     |
| 事業実施              | 契約締結日～ 令和 9 年 3 月 31 日 |

※企画提案書の作成等について、説明会は開催しないものとする。

※企画提案書は、A 4 判（縦・横は問わない）、横書き、左綴りを基本とし、10～15 ページ程度。（表紙・目次を除く）で作成すること。（任意の様式 PDF データ）

##### (2) 参加意向申出書の提出

この公募型プロポーザル方式で入札参加を希望する者は、以下のとおり参加申出書（別紙を所定の期日までに提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、期日までに当該書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公募型プロポーザル方式での入札に参加することができない。

- ア 提出期限：令和 8 年 10 月 30 日（金）17：15 まで
- イ 提出先：「10 問合せ先及び提出先」と同じ
- ウ 提出方法：必要書類を電子メール又は郵送（期限内必着）のこと。
- エ 提出書類：参加申出書（別紙）
  - ※電子メールアドレス又は住所は、下記の「10 問合せ先及び提出先」参照
  - ※確認のため、提出後に電話連絡すること

##### (3) 質問書の提出

- ア 提出期限：令和 8 年 10 月 30 日（金）17：15 まで
- イ 提出先：「10 問合せ先及び提出先」と同じ
- ウ 提出方法：必要書類を電子メール又は郵送（期限内必着）のこと。
- エ 回答方法：全ての質問に対し、参加申出書を提出した全員に電子メールで回答する。
  - ※電子メールアドレス又は住所は、下記の「10 問合せ先及び提出先」参照
  - ※確認のため、提出後に電話連絡すること

##### (4) 企画提案書・見積書等の提出

参加希望者は、期限までに下記書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。また、提案にかかる費用については、事業者の負担とする。

ア 提出書類：

① 企画提案書（任意の様式） PDFデータ

全てA4判（縦・横は問わない）、横書き、左綴りを基本とし、  
10～15ページ程度（表紙・目次を除く）で作成すること。

② 入札（見積）書（別紙） PDFデータ

※入札書は社名・代表者印入りが記載されていること。  
（PDFデータの場合、コピー可）

③ 工程表

様式は任意とする。

④ 企業の業務実績を証明するもの

令和3年4月1日以降の契約で公示日までに完了した同種業務及び類似業務の実績

**同種業務**：路面下空洞探査車を用いた路面下空洞調査業務（供用道路）

**類似業務**：地中レーダー探査による道路・河川・海岸等の空洞調査業務

※発注機関は、国土交通省、地方自治体又は同等の特殊法人等（公社、技術センター等）とする。

⑤ 配置予定の管理技術者が過去に管理技術者として従事した業務実績を証明するもの  
令和3年4月1日以降の契約で公示日までに完了した同種業務の実績（3件以内）

**同種業務**：路面下空洞探査車を用いた路面下空洞調査業務（供用道路）

**類似業務**：地中レーダー探査による道路・河川・海岸等の空洞調査業務

※発注機関は、国土交通省、地方自治体又は同等の特殊法人等（公社、技術センター等）とする。

⑥ 管理技術者及び担当技術者の所有資格

管理技術者及び担当技術者の所有資格を証明するものを提出すること。  
（※担当技術者については、有資格者の場合のみ。）

イ 提案内容：以下の内容について、図や表なども用いて、簡潔に記載すること。

なお、各項目の詳細は別紙、仕様書を参照すること。

① 会社概要・業務実績

本委託の履行を行うにあたり、会社概要や実績等を紹介

② 業務内容の把握

業務を実施するにあたり、課題や留意点及びその対応策を簡潔に整理すること。

③ 使用探査機材調書

探査機材1種につき、1枚作成すること。

④ 路面下空洞調査

・空洞の見落とし防止対策について示すこと。

・安全対策（2次調査時の既設埋設管の損傷防止措置や公衆災害対策等）について示すこと。

・調査や分析方法における期間短縮及び精度の確保について示すこと。

⑤ 工程表

本委託全体の工程を示すこと。

⑥ 創意工夫

・既存技術の応用や新技術の活用について示すこと。

・成果品の活用しやすさに対する工夫等（分析結果から将来の危険度予測や対策順位付け等）について、具体的に示すこと。

⑦ 自由提案

- ・提案技術の強み、独自性、利点等（調査、分析いずれも可）について記載すること。（ただし、他の評価項目と重複しないもの）
- ・本市が定めた仕様以外に、定量的な調査等を行う方法の提案等がある場合は記載すること。

⑧ 実施体制

- ・同種業務の経験者や専門技術者の配置等について示すこと。
- ・業務成果の品質向上（ミス防止体制等）に向けた対応策を示すこと。

⑨ 管理技術者

予定する管理技術者の所有資格及び実績を示すこと。

⑩ 見積額

本業務の見積額を示すこと。（経費・消費税及び地方消費税の額を含む）

ウ 提出期限：令和8年 11月 11日（水） 17：15まで

エ 提出先：「10 問合せ先及び提出先」と同じ

オ 提出方法：必要書類を電子メール又は郵送（CD-ROM等を期限内必着）のこと。

カ 期限内に提出のなかった者は辞退したものとみなす。

（5）プレゼンテーションの実施

ア 開催日時：令和8年11月19日（木）（予定）

日時は後日調整のうえ、参加意向事業者に連絡する。

イ 開催方法：対面もしくは本市が準備するWEB形式で実施。

対面の場合、会場は北九州市役所 本庁舎12階 121会議室

※会場は変更になる際は、参加意向者に対し連絡いたします。

ウ 内 容：提出した企画提案書のほか、POWERPOINTを使用した説明も可能。

プレゼンテーション15分／1社、質疑応答15分／1社（予定）

エ 不参加、又は定められた時間に間に合わなかった者は、辞退したものとみなす。

ただし、やむを得ない理由（災害等による交通遮断等）があると認められる場合、この限りではない。

## 5 審査及び審査結果

（1）審査方法

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、本市職員等で構成された審査委員会において審査を行い、最も優れた提案内容の事業者を選定する。審査結果が同点の場合、見積金額が最も低いものを選定する。

なお、審査結果が同点で見積金額の最も低いものが複数の場合は、審査委員会において企画提案書等の再審査を行う。

（2）審査基準

審査の評価項目、評価基準及び配点は別紙「審査評価表」による。

## 6 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、提案者全員に次の事項を通知する。

（1）受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨

（2）当該提案者の順位及び点数

- (3) 受託候補者として特定されなかった提案者には、その理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

## 7 審査結果の公表

受託候補者を特定した場合は、市ホームページに次の事項を公表する。

- (1) 受託候補者の商号又は名称
- (2) 提案者数
- (3) 提案者（受託候補者のみ商号又は名称を表示）の評価結果
- (4) 審査委員会の委員の氏名及び職名
- (5) 審査委員会における主な意見
- (6) 市の主な特定理由

## 8 契約締結

- (1) 市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、業務受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。
- (2) 協議が整った場合は、業務受託候補者からあらためて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約の締結を行う。
- (3) 協議が整わない場合は、次点者と順次協議を行い、新たな委託候補者を決定のうえ、その者と協議が整った場合は、契約を締結する。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。
- (4) 契約保証金は契約額の100分の5の額とする。ただし、契約の相手方が北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号)第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (5) 受託候補者が業務委託におけるプロポーザル方式 実施要領の第7条に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合は、上記(2)と同様に処理する。
- (6) その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令および北九州市契約規則、業務委託におけるプロポーザル方式実施要領等の関係規定の定めに従い処理する。

## 9 その他留意事項

- ・参加申込書の提出後、企画提案やプレゼンテーションの実施を希望しない場合は、辞退することが可能である。この場合でも、以後、不利益な取り扱いを受けることはない。提案を辞退する場合は、電子メール又は郵送で辞退届（別紙）を提出すること。
- ・その他、この仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議のうえ決定する。

## 10 問合せ先及び提出先

北九州市 都市整備局 道路部 道路維持課（担当 山崎・古田）

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

TEL：093-582-2274

Email：seibi-douroiji@city.kitakyushu.lg.jp